

【委員会記録】

吉岡警察本部長

主要施策の推進状況の報告に先立ちまして、本県の警察官による警察手帳の偽造事件、規制速度誤認による不適正な取り締まり事案につきまして、県民の皆様の信頼を損ねましたこと及び御迷惑をおかけしたことにつきまして、深くおわびを申し上げたいと思います。

警察手帳の偽造事件につきましては警務部長から、規制速度誤認による不適正な速度取り締まり事案につきましては交通部長から報告を申し上げます。

このような不祥事が発生したことにつきまして、深く反省し、信頼の回復に向けて、県警を挙げて再発防止対策の徹底を図ってまいり所存でございます。

続きまして、本年度最初の委員会でございますので、理事者として出席する幹部職員を紹介いたします。

畠山公安委員長の左側から、警務部長の池田泰昭でございます。

首席監察官の鹿山公弘でございます。

私の右側が、警務部理事官の西岡京でございます。

後列に移りまして、生活安全部長の山口久雄でございます。

交通部長の今井哲男でございます。

刑事部長の植林繁美でございます。

警備部長の久米川文男でございます。

会計課長の國平泰範でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、現下の治安情勢と県警察における主要施策の推進状況等について御報告申し上げます。

本県の刑法犯認知件数は、本年5月末現在 2,357 件で、前年同期と比べて 202 件、7.9%の減少となっております。

しかし、高齢者を中心に特殊詐欺の被害は後を絶たず、子供、女性を対象とした、声かけ、つきまとい等の不審者情報は依然として多く寄せられており、肌で感じる体感治安は、いまだ県民の求める水準には達していないものと認識しております。

交通事故につきましては、昨日現在、発生件数、死者数、傷者数のいずれもが昨年同期と比べて減少しております。

しかし、昨日現在、交通事故により 11 名の方が亡くなられており、さらなる対策の推進が必要であると認識しているところであります。

また、発生が懸念されております、南海地震や3連動地震について、県警察として、迅速、的確な初動対応がとれるよう十分な備えをしておかなければいけないと考えているところであります。

次に、県警察の主要施策の推進状況について御報告申し上げます。

第1は、身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保についてであります。

本年5月末現在、自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪の認知件数は 763 件で、前年同期と比べ 28 件、3.5%の減少となっておりますが、空き巣ねらいや出店荒らし等の侵入犯罪の認知件数は 135 件で、前

年同期と比べ 29 件、27.4%の増加となっております。

県警察では、不審者情報や犯罪の発生状況をきめ細かく分析し、多発する時間帯、地域を重点にパトロールを実施するなど街頭活動を強化するとともに、安心メールなどによる地域安全情報の提供や県民の皆様
の自主防犯活動に対する支援を行うなど、身近な犯罪の抑止と検挙に向けた対策を推進しているところで
あります。

また、ストーカーや配偶者の暴力など、男女間トラブルは、事態が急展開し、重大事件に発展することが少
なくないことから、相談者の安全を最重点に組織として迅速、的確に対応しているところであります。

県内では、振り込め詐欺や未公開株などの有価証券、外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等の特殊詐
欺の被害が高齢者を中心に拡大しており、本年5月末現在の特殊詐欺の認知件数は 19 件で、被害総額は
約1億 2,000 万円に上っています。

そのため、窓口等における声かけなど金融機関と連携した水際対策、被害者となりやすい高齢者などに
対する広報啓発活動などを行うとともに、口座詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪を徹底検挙するなど、特殊
詐欺の被害防止策を強化しているところであります。

さらに、県警察では、増加するサイバー犯罪に的確に対応するため、本年4月、本部の関係課にサイバー
犯罪専従検挙班を設置し、捜査体制の強化を図るとともに、5月には、県警察本部にサイバー犯罪相談専
用電話、フィッシング 110 番を設置したほか、県内4大学の教職員、学生など 48 人を、徳島県警察ネットウ
ォッチャーに認定し、インターネット上の違法、有害情報を監視、通報していただく制度を発足するなど、対策
の強化を
図ったところであります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙についてであります。

本年5月末現在、重要犯罪の認知件数は 21 件、検挙人員8人、検挙率 57.1%という状況であります。こ
れまでに、鳴門市内における強盗致傷事件、板野郡内における殺人事件、板野郡内における高校生らに
よる殺人未遂事件などが発生しましたが、いずれも早期に検挙しました。

犯罪の早期検挙は、県民の安全、安心感につながるものでありますので、殺人、強盗などの重要犯罪はも
とより、県民が身近に不安を感じる犯罪についても、迅速、的確な初動捜査を徹底し、早期検挙に努めてい
るところであります。

また、本年5月には、徳島信用金庫元職員らによる多額詐欺事件を検挙しました。政治、行政、経済の不
正を顕在化させ、社会的公正の実現に寄与することは警察の重要な使命でありますので、引き続き、刑罰
法令を多角的に適用し、構造的不正の摘発に努めてまいります。

暴力団対策としては、本年2月以降、6代目山口組傘下組織の首領2名を暴力行為等処罰に関する法律
違反や詐欺で検挙し、さらなる実態の解明を進めているところであります。

暴力団は、企業活動を装うなど不透明化を増し、多種多様な資金獲得活動を行っていることから、県警察
では、各種法令を駆使した取り締まりを強化するとともに、徳島県暴力団排除条例を積極的に適用するな
ど、総合的な暴力団対策を推進しているところであります。

第3は、交通死亡事故の抑止についてであります。

県下で発生した交通死亡事故の特徴としては、交通事故死者数の7割が高齢者であり、依然として多くの

高齢者が交通事故で亡くнаられております。

県警察では、老人会などにおける交通安全教室のほか、シルバーセーフティチームや高齢者世帯訪問指導員らによる交通安全教育活動など、高齢者の交通安全対策を推進しているところであります。

また、来月7月及び8月の2カ月間、マナーアップ推進月間県民運動が実施されることとなっておりますが、県警察としましては、交通事故に直結する飲酒、暴走等の悪質、危険、迷惑性の高い交通違反取り締まりを強化するとともに、全席シートベルト着用とチャイルドシート使用の徹底、自転車安全利用の促進などを強力に推進し、悲惨な交通死亡事故の抑止を図ることとしております。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化についてであります。

東日本大震災への対応につきましては、震災発生後、県警察から被災地へ、本日までに延べ579人、536日の派遣を行っており、現在、機動隊員3名を、原発周辺の警戒活動のため福島県へ派遣しているところであります。

県警察では、特別派遣を通じて得た震災現場での活動経験等をもとに、南海地震や3連動地震が発生した際に、迅速、的確な対応がとれるよう初動対応や装備資機材習熟等の訓練を行うとともに、発災時の後方治安対策のため、警察職員OBに各種相談対応等の業務補助を委託する、徳島県警察大規模災害時緊急支援員制度を創設するなど、緊急事態への対応能力の向上を図っているところであります。

また、本年秋の第27回国民文化祭開催に伴い、皇族の御臨席が予想されますことから、県警察では、本年4月に、徳島県警察警備対策室を設置し、関係機関と連携を密にして事前準備を行っているところであります。

今後、本番に向け、雑踏事故防止や交通規制等の各種事前対策に遺漏がないよう万全を期すこととしております。

第5は、現場執行力と警察活動基盤の強化についてであります。

近年の大量退職、大量採用に伴い、職員の世代交代が進む中、現場執行力の低下が懸念されているところであります。県警察では、精強な第一線警察構築総合プランを策定し、県警察学校及び警察署などにおいて、さまざまな事件現場を想定したロールプレイング方式による実戦的訓練や、ベテラン職員等による伝承教養を実施するなど、若手職員の早期戦力化を図っております。さらに、警察基盤を強化するため、優秀な人材の確保に向けた取り組みを進めているところであります。また、県民のための警察活動を確実に遂行するための職務倫理教養等を強力に実施しております。

以上、現下の治安情勢と主要施策の推進状況等について御報告申し上げましたが、今後とも県警察が一丸となって、安全・安心とくしまの実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたい所存でございます。

委員の皆様方のさらなる御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

池田警務部長

本県警察官による警察手帳の偽造事件につきまして、御報告させていただきます。

本年3月15日、大阪府警察が、小松島警察署地域課の巡査部長武内功郎方に対して、捜索を実施したことにより、本件事案を認知しました。

本年5月10日、当該職員は、大阪府警察により、警察手帳を偽造した有印公文書偽造事件で逮捕され、さらに5月30日、同種の余罪事件で再逮捕され、捜査が進められているところであります。なお、現在、同種の余罪事件の捜査に関して、大阪府警察からの要請により、捜査協力を行っているところであります。また、当該職員の処分につきましては、調査結果を踏まえ、厳正に対処する方針であります。

公共の安全と秩序の維持に当たることを責務とする警察官がこのような事件を起こしたことは、まことに遺憾でございます。県民の皆さまの警察に対する期待と信頼を裏切る結果となりましたことを改めて深くおわび申し上げます。

現在、再発防止のため、職務倫理教養、職員の身上把握・指導等の非違事案防止対策を強力に推進しているところでありますが、引き続き、対策の徹底状況の検証を行い、さらなる強化を図り、非違事案の絶無を期してまいり所存でございます。

今井交通部長

私からは、規制速度を誤認した取り締まり事案について御報告させていただきます。

事案の概要は、所轄徳島北署員が3年前の平成21年4月3日から同月24日までの間に徳島市川内町の吉野川北岸堤防道路である市道において、最高速度が法定60キロのところを公安委員会指定の50キロと誤認し、計4回の取り締まりを実施し、反則行為14人、非反則行為3人の計17人を検挙したものです。

現場道路は、吉野川大橋北詰交差点から東方に向けて、取り締まり場所の直近までの820メートル間が50キロ規制となっているものでありますが、50キロの終わりの標識がなかったことから、50キロの規制区内であると誤認したものです。もちろん、直接の誤認原因は、事前の確認不足であります。

本事案の取り締まり対象となった方については、罰金を納めた方が3人、反則金を納めた方が14人であり、行政処分としては、30日の停止処分となった方が3人、取消処分となった方が1人でありました。今年の3月23日に、違反対象者となった方の親族の方から、所轄署に規制確認と取り締まりを受けた旨の申し出があり、確認をいたしましたところ、事案が発覚したものであります。この事案発覚後、各対象となった方々には、直接、面接の上、謝罪するとともに、迅速に原状回復の措置を進め、行政処分については、全員の違反登録と停止処分及び取消処分を抹消し、取消処分を受けた方につきましては、違反前と同条件の免許の復活をいたしております。

反則金及び免許の更新手数料の超過分につきましては、すべて返還の手続きが終了いたしております。罰金については、検察庁と協議して返還の手続きを進めております。

本事案につきましては、取り締まり前における規制状況の十分な確認を怠った基本的ミスが原因でございまして、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけすることになり、また、警察の違反取り締まりに対する県民の皆様のご信頼を揺るがすこととなり、深くおわびを申し上げます。

再発防止を図るため、適正な交通指導取り締まりの推進について、通達文書を発出したほか、特別巡回指導、一斉標識点検の実施、緊急交通課長会議を開催するなどして、問題意識を全職員に共有するとともに、交通指導取り締まりに際しては、規制の確認等基本の遵守を徹底させています。

池田警務部長

私からは、徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。お手元の総務委員会説明資料の1ページをごらんください。

今回、改正をお願いいたしますのは、犯罪捜査作業手当及び災害警備等手当でございます。改正理由でございますが、暴力団との関係遮断を図る企業関係者等への危害行為が全国的に相次いでいることから、当該関係者等の保護を行う必要があり、他の都道府県警察との均衡を考慮し、警察職員が保護対策作業に従事した場合に犯罪捜査作業手当を支給しようとするものであります。

また、国において、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る警戒区域等の区域及び手当の額が見直されましたことから、本県警察職員に支給される災害警備等手当についても、国との均衡を図るため改正を行うものでございます。

改正の概要について申し上げます。

まず、暴力団からの保護作業に係る犯罪捜査作業手当についてであります。保護対象者を暴力団から保護する作業に従事する職員につきましては、保護対象者と同様に拳銃で撃たれるなどして被害をこうむる危険性が高く、作業の性格から極度の緊張を強いられるなど精神的、肉体的に高度の負担を強いられる業務であることから、警察職員が当該業務に従事した場合に犯罪捜査作業手当を支給しようとするものでございます。

手当額につきましては、平成24年度における地方財政計画において措置されている額に合わせ、日額820円としております。

次に、福島第一原子力発電所の事故に係る災害警備等手当の改正についてであります。国において、従来設定されておりました区域の見直しが行われ、警戒区域や計画的避難区域等に加え、新たに帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が設定されております。

手当額につきましては、警戒区域における屋外作業が従来日額1万円、原発から半径3キロメートル圏内での作業は日額2万円であったものが6,600円に、屋内作業が日額2,000円から1,330円に、屋内退避指示区域における屋外作業が日額2,500円から手当支給なしに、新設された帰還困難区域においては屋外作業が日額6,600円、屋内作業が日額1,330円、居住制限区域においては屋外作業が日額3,300円、屋内作業が日額660円、避難指示解除準備区域においては手当支給なしとされるなど、手当額が引き下げられております。

本県警察職員に支給する手当額につきましても、国と同額とするものでございます。施行期日につきましては、公布日としております。なお、災害警備等手当に係る経過措置として、計画的避難区域から帰還困難区域に変更された区域において、4月16日から施行日までの間に、作業を行った場合は、国に倣いまして、改正後の手当額を支給するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

西岡警務部理事官

続きまして、2ページをお開き下さい。

私からは、平成23年度繰越明許費繰越計算書について、御説明させていただきます。

平成24年度への繰り越し事業は、資料に記載のとおり3事業ございまして、総額で3億4,488万4,055円

でございます。

まず、管理運営費の1億7,586万5,875円については、本部庁舎に設置されております中央監視システムの更新事業等に要する経費を繰り越したものであります。

次に警察署整備事業費の7,042万5,130円については、那賀警察署の耐震改修工事費と本部庁舎防災機能強化事業に要する経費を繰り越したものであります。

交通安全施設整備事業費の9,859万3,050円については、リチウムイオン電池を用いた信号機用電源付加装置や信号機のLED化等の更新に要する経費を繰り越したものであります。

以上、平成23年度繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鹿山首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。お手元の総務委員会説明資料3ページをごらんください。交通事故が4件、捜査活動に伴う物損事故が1件でございます。

まず、交通事故につきまして報告させていただきます。

1件目は、平成24年2月11日、阿南警察署員が公用二輪車で行方不明者を捜索中に赤信号で停車していた前方の車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を8万1,606円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成24年3月22日、つるぎ警察署員が、もめごと事案の110番通報を受け、捜査用車両で現場に向かっていたところ、渋滞のため減速した前方の車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を43万2,000円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成24年4月3日、徳島西警察署員が運転していた捜査用車両が駐車場で後退中に駐車車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を40万5,000円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成24年4月20日、徳島東警察署員が公用二輪車で警ら中、渋滞のため停車した前方の車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を4万1,297円と決定し、和解いたしました。

続きまして、捜査活動に伴う物損事故につきまして報告させていただきます。総務委員会説明資料4ページをごらんください。

本件は、平成24年4月11日、徳島東警察署員が押収したパソコン2台を所有者に還付するため車からおろす際に、誤って路上に落としたものでございまして、県の賠償金額を17万2,690円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございますが、今回の交通事故の賠償事案は、前方不注視や安全不確認といった基本的な注意義務の欠如が原因で発生しているものでございます。県警察といたしましては、安全運転の基本を徹底させるため、職員に対する教養を繰り返し実施するとともに、実技指導や運転適性検査を活用した指導を徹底し、交通事故防止を図ってまいりたいと存じます。

南委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、または重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

冒頭から、公安委員長さん、また本部長さんからおわびの言葉がありましたけれども、その後本部長さんが治安情勢を報告していただいて、通常であれば7.9パーセントも減ったとか、よくやっているなあという気持ちになれたんですけどね。残念ながら今回の3月15日に起こった警察手帳の偽造事件については、一個人が云々というよりも、今まで警察が持っている威信がすべて崩れてしまった。

おもしろい話で言えば、全くおもしろくなくて申しわけないけれど、ごめんて済んだら警察やいらんわ、いうふうに、我々おもしろ半分で言いますけれども、この事件はその警察官が最もやってはいけないこと、警察がみずからの身分を示す警察手帳を偽造し販売したということでございます。

この問題についていろいろ御説明いただきましたけれども、信頼を損ねたこの問題については、現在大阪府警のほうで捜査している。すべてお話しできないかもしれないが、逮捕された警察官、それからやはり周辺の関係者の処分はどのようになっておるのですか。

池田警務部長

当該職員及び関係者の処分につきましては、現在捜査結果を踏まえまして、手続を進めているところでございまして、厳正に対処することとしております。

福山委員

関係者がどのように処分されるかについては、結果を待たなければできないということですね。では、この事件について、ごく単純なことを聞きましょう。

公務員法では副業禁止のはずですけれども、警察はよろしいんですか。

池田警務部長

警察官につきましては、地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等に従事することはできないものとなっております。

福山委員

そうですね。地方公務員法で副業禁止ということは、これは当たり前のことです。

今回の大きな問題は、これはもちろん副業という言い方をすればおかしいですけど、まあ違反しているわけですけど、それだけでなしに、自分の所属している警察署の中のファクスを使ったり、いろいろ利用しているということです。こういうことが私、本当に誰も気づかなかったのかなという疑念があります。

先ほどの関係者の処分等々も含めて、これが答えられるんかどうかわかりませんが、どうしても納得できないのは、警察署の中のファクスを使用するなど、職場内でいろいろなことをやっていたということが、どうも腑に落ちないですね。

いずれにしても、こういう問題についてどのように把握されているのか、それと、今後この問題について、警察当局としてはどう考えるのですか。

池田警務部長

本件につきましては、現在調査中ではありますが、やはり業務管理、身上把握・指導等が不十分であったと認識しております。

今後につきましては、さまざまな対策を講じているところでございます。

県警察としましては、5月10日にこの巡査部長が逮捕されたことを踏まえまして、公安委員会委員長の出席のもと、緊急警察署長会議を開催しまして、再発防止に向けた職務倫理教養、身上把握・指導等の非違事案防止対策のさらなる徹底を指示するとともに、本部長、私による警察署対象の特別巡視、首席監察官による全所属長に対する面接、職務倫理確立のための幹部に対する研修等を実施しているところでございます。

さらに、いわゆる副業の実態把握を強化するとともに、各警察署における再発防止対策の実施状況につきまして、継続的に検証し、指導等を行い、確実な対策の実施を図っているところでございます。

福山委員

いろいろな対応策を考えておるようでございます。

今捜査中であることも含めて、いろいろ言えないということも私も理解はするんですけども、どうしても理解できないというか、先ほども言いましたとおり、警察署のファクスを使って注文をとったり、それを利用していたということ、だれも気づかなかったというところに大きな問題点があると思います。

これは、今聞いたら、逮捕した翌日に警察署長会議を開いたり、本部長みずから各警察署に特別巡視を行うとか、いろいろな形で対応を取ったのは、私はそのとおりだと思いますけれども、ただ、私は、気のゆるみでなったのかどうか。

従来であれば、我々のそのイメージというのは、安全・安心は任したれ。県民はすべてそうなんですよ。

警察官というのは、一番信頼できる、安全・安心を求める、そういうものなんですよ。

その中でね、ましてや署内のファクスを使って商品注文をするとかですね、常識的に発信履歴とかそういうのもあれば、私はある程度のことは把握できたのではないかなと思うんです。どうですか、そのあたりは。

池田警務部長

その点につきましても、現在、調査を行っておりますが、やはり業務管理が適切に行われていなかったのではないということもあり、上司の責任につきましても厳しく調査して対処する方針でございます。

福山委員

これは、上司だけでなしに、署全体が管理してるわけですから、やはりそのあたりは徹底していただかないと、先ほども言いましたように、県民はみんな警察官というのは一番信頼して、安全・安心を任せられると思っている人が、今回みたいな不祥事を、不祥事といっても全く警察官が今までやってきたことを本部長がいろいろ報告してくれて、いや、本当によくやってくれてるな。あれだけ聞きゃ、そう思いますよ。7.9パーセントも件数が下がったとかね、みんな頑張ってくれてるんだな、そう思うんだけど、この一つのこんなことがあっただけで、県民は、徳島県警は何しよんだろ、という疑念に駆られると思います。

次の質問もありますので、この件について、もう一度本部長から答弁いただきたいと思います、そういう点も踏まえて。

吉岡本部長

委員の御指摘のとおりでございます。

今回の事案につきましては、上司を含めました関係者の処分についてもきちんと調査して厳正に対処してまいりたいと思っております。

今回の事案を教訓といたしまして、二度と同じ過ちは起こさないために、各種再発防止策を講じ始めておりますけれども、その徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、信頼を回復するためには、再発防止だけではなくて、身近で起こっている犯罪の犯人の検挙、それからさまざまな犯罪の未然防止、交通事故防止、こういったことによりまして県民の安全・安心を守ることが極めて重要でございます。

徳島県警全職員が一丸となって、これまで以上の成果が上がり、県民の信頼を回復するよう努力してまいりたいと考えております。

福山委員

いろいろな状況がありますけれども、本部長、転任してすぐに大変な事件が起きましたけれども、陣頭指揮で頑張っていたきたい。

そして、警察官の手帳、身分に対して県民の信頼を再度取り戻すよう、お願いしたい。

今の小松島署の問題については、本当に個人的な問題も大きいかわかりませんが、北署の問題については、私はこれは初歩的なミスだと思います。

速度規制が、60キロと50キロと。単なるそういう初歩的なミス。

それが、1人のミスでやるのであればいいけれども、署を挙げてのスピード違反取り締まりをやるという中でそれが起こった。それも、気づくのが署内で気づけばいいんだけど、2年も前の事案が、しかも関係者の家族から尋ねられてミスだと気づいた。これは、余りにも私は悲しい。悲しいというかしんどい。免許停

止が3人、取り消しが1名おつたと。17人の被害者。私は、先ほど交通部長からお話がありましたけれども、こういうことは本当に緩みきっていると思いますよ。初歩的なことだから、これは。そのあたりをしっかりと、指導していただきたい。どうですか、今の話で。

今井交通部長

速度規制を誤認した取り締まりを実施してしまったという事案につきましては、委員御指摘のとおり、本当に基本的な初歩的な確認ミスから生じたものでございまして、全体の規律、士気、職務執行において基本事項を遵守するということをさらに徹底して指導していきたいと考えております。

福山委員

徹底して指導するというのは、これはもう当然のことですけど。

さて、同じ過ちを繰り返さないために、どこの道路にどういう規制があるかという、そういう点検作業、標識そういうものについて、今回の事案の後当然調べたと思うんだけど、その調べたときに、気づいた点なんかありますか。これは全署員に徹底しとかないかんということで、このあたりはどうなっていますか。

今井交通部長

当該取り締まり事案の場所につきましては、先ほど報告をさせていただきましたとおり、規制終了を示す標識が欠落していたということでありまして、初歩的なミスでございます。

今回の教訓をもとに、速度取り締まりにつきましては、緊急に点検を実施しました。

過去、5年間の取り締まり記録が残っておりまして、これらの県下全域のすべての場所について標識の設置状況を確認いたしました。その結果、すべての取り締まり場所におきまして、今回のような標識の欠落、あるいは損傷といったものはありませんでした。

その他、一時停止や指定方向外進行禁止等の交通規制につきましても、現在、標識の設置状況等につきまして全署で総点検を実施中であります。これは、8月初旬までに終了する予定でございます。

福山委員

この件につきましては、先ほど言いましたように初歩的な問題です。

8月初旬頃までに、しっかりとした管理を行っていただいて、全体の交通安全という認識に立って、違反を取り締まるのだけが交通ではございませんので、高齢者、小学生の事故もありますので、そのあたりはしっかりとお願いしたいと思います。

それで、17人のうち、冒頭の説明でありましたけれども、行政処分を受けた者、あるいはその人たちに対しての、謝罪とか補償とかそういう問題がありますでしょ。これを示談と言っているのかかわらんけれども、そのあたりはどのようになっているのですか、進捗状況。

今井交通部長

冒頭にも報告させていただいたとおり、取り締まり対象となった17名の方については、事案発覚後、早期

に面接して直接謝罪をいたしました。

また、原状回復の措置として、行政処分、反則金、罰金の回復措置をとってまいりました。

講習手数料については、違反がなければ講習を受ける必要がなかった、あるいは、講習の種類が異なったという部分については、その差額や旅費、日当等の損害賠償手続については、現在進めております。

罰金については、若干時間を要するようで、現在手続を進めているところであります。

福山委員

17人の方、すべてに御了解いただけたと理解していいのですか。

こうすることで、県民の皆さんは3年もたつて知ったということで、先ほどの件と信頼回復では同じですが、あえて私は対比させたいと思います。

個人の問題で起こしてしまった小松島署の事件については、こちらのほうが警察の信頼をなくした一番の原因であり、北署の案件は、いつも取り締まりをやってきたという中でのうっかりミスです。

どちらについても、署内の空気ですね。自分が警察官であるというしっかりとした認識がなかったのではないかなど。安易にしすぎたと。

交通規制の問題については、立っていたものが何かの理由で壊れて折れてなくなったのかもしれない。

そういったいろいろな状況があったんでしょう、恐らく。

でも、そういう状況、管内の地理を把握するのが、警察官の職務だと思っておりますので、今回の2件は私が非常に気になった案件でありまして、こういう状況の中で、本部長みずからが、しっかりと綱紀肅正を、その決意だけで結構ですから、最後に本部長に決意だけ述べていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

吉岡本部長

まさに、委員御指摘のとおりでございます。警察手帳偽造事案及び北署の不適正な取り締まり、いずれも同じようなことを二度と起こしてはならないという固い決意のもとに、徳島県警察官全員が警察官としての自覚、規律の保持、それから緊張感を持った職務執行に当たるよう、全力を挙げてまいりたいと考えております。

喜多委員

本部長を初め皆さん方、今後とも県民からの信頼回復にぜひとも努めてほしいなあと心からお願いしたいと思います。

先日も、総務委員会の県内視察ということで、つるぎ署と牟岐署へ行ってまいりました。

広い面積のところを少ない署員で、両方ともでございますけれども、住民の安全・安心のため守っていただいている。そして、駐在所等につきましては、夫婦でその職務に当たっておられるということにつきまして、24時間365日大変やな、とつくづく改めて思いました。毎日毎日心の休まる間がないなということを思いました。

今、福山委員からもいろいろと御指摘がありましたけれども、ぜひとも厳しく指導していただくと同時に、そ

ういった面も県民に知ってもらいたいなど。その中で厳しい指導とともに温かい指導も同時にあわせてお願いしたいと思います。

本当に少くらい病気になったって、仕事をせないかんし、かわりがおらんもんですから、駐在所は特に仕事をせなあかんと。

東署を先頭に各警察の御苦労というもの、警察の仕事は本当に大変だということを、この間つくづく実感したばかりでございますので、続けて県民のために頑張ってもらいたい、心からお願いしたいと思います。

そういったわけで、事前委員会と言うことで、一点だけお尋ねしたらと思います。

京都の亀岡市とか、千葉とか愛知とかで、登下校中の児童生徒さんが、朝は元気に家を出て行って、お母さん、行ってきますと出て行って、家の方へ、ちょっとけがしたので、ということで電話がかかってきたら、行ったら死んどったということで、これ以上の悲劇はないのではないかと思います。何十人の人が、全国で亡くなりました。

それで、よそであって徳島ではないからよかったという意味ではないんですけども、徳島はよかったと思っておりましたところ、先日阿波市で1名死亡して3人がけがするというので、これも大変だなあと思いました。

そんな中で、先ほど本部長の説明の中にも、高齢者の事故が多いということでありましたけれども、あわせて特に今回は通学路の安全対策ということでお尋ねしたいと思います。

この間行ってきた牟岐署とつるぎ署でも聞いたら、交通量は少ないが大変な努力をしてお聞きしたのですが、通学路の登下校中の児童の安全対策についてお尋ねしたいと思います。

今井交通部長

児童の安全な通学を確保するために、県及び各市町村の教育委員会では警察、それから道路管理者等と連携いたしまして、主に小学校の校区ごとにスクールゾーンを指定しております。

県警察では、これに基づいて通学時間帯の児童の安全を確保するために、歩行者用道路、時間規制がほとんどでありますけれども、交通規制を実施いたしております。

また、通学路の安全点検につきましても、関係する学校、道路管理者、交通安全のボランティア等の方々と連携して、定期的に安全点検を実施いたしますとともに、通学時間帯における警察官の街頭指導等も行っておるところであります。

さらに、委員御指摘のとおり、ことし京都や千葉等で小学校児童の集団登校の列に車両が突っ込むという悲惨な事故が発生いたしました。

県教育委員会では、各市町村に通学路の安全点検、安全対策を指示しておりまして、所轄警察署では連携して、これらの再点検を実施中であります。

また、中央でも文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が協議して、全国的に合同で緊急の点検を実施して、さらに安全対策を促進していくということで、各県に通達を発出しておるところであります。

これらに基づいても、現在対策を推進中であります。

喜多委員

実際できるなら、通学路の時間規制が絶対に一番良いんですけども、全国的な最近の事故としたら、通学路の規制がかかっていないところでの事故が全国的になっているようです。

そういった中で、もちろん通学路規制はこれからも続けていってほしいですが、十数年前にいわゆるコミュニティーゾーンということで、30キロメートルの速度規制という対策が取られましたけれども、事故はコミュニティーゾーンの対策でだいぶ減っているようでございますけれども、通学路とコミュニティーゾーンをあわせて今後の対応をお尋ねしたいと思います。

今井交通部長

ただいまお尋ねいただいたコミュニティーゾーン対策につきましては、平成8年から国の交通安全施設等整備事業計画によって全国的に実施されておまして、本県ではこれまで新町小学校区、それから福島小学校区、佐古小学校区、徳島北高校区域の4路線で一方通行、速度30キロ規制、駐車禁止、それからこれらの交通規制とともに、道路管理者が車両が真っすぐ進めないようにクランクにする構造変更、こういった速度減速措置等を取っております。

これについて、平成15年以降は、名称変更して「安心歩行エリア対策」を現在も進めておまして、交通事故多発の小学校を含む居住系地区において歩行者と自転車事故の防止等を目的に、各種対策を道路管理者、公安委員会が連携して実施しておまして、これまでに、徳島、鳴門、小松島、阿南、吉野川を中心として、11エリアで通学路対策を含めて、交通安全対策を実施いたしております。

本年度は、昭和小学校、富田中学校、それから、文理小中高校があるエリアで、この対策を実施する予定としております。

喜多委員

続けて、子供さんの安全対策に、特に力を入れてほしいなあと思っております。

そして今、部長から答弁いただいたように、自治体とか、PTA、関係者の地元の人との協力が一番大切でなかろうかと思えます。

特殊な例ですけども、富田小学校では「ワンワンパトロール」ということで、犬の散歩しながら子供の安全を守るということで、大きな成果を上げておったり、歩道にグリーンの塗装をすとか集団下校路の見直しとか、いろいろ御苦労されているようでございます。今後とも、通学路の安全については、万全を期してほしいなということをお願いして終わります。

中山委員

少しだけ質問をさせていただきます。

その前に、さきの4月22日、とくしまマラソンが非常に悪天候の中行われまして、9千人余りの方が出走しまして、8千人余りの完走者が大変思い出深い大会となるという評価をしております。

その悪天候の中、警備に当たられた警察関係各位におきましては、出場選手として私のほうから敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思えます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

先ほど、福山委員の話の中でも触れましたが、徳島というのは車社会でございます。

やはり、規制するばかりでは交通のスムーズな流れというのは生まれてこないのではないかと思います。前回の2月議会の付託総務委員会におきまして、北島委員から時代に応じた交通規制についての話があったと思います。そのときに、本部長が最高速度、また、駐車規制、信号制御などを中心として、合理的な見直しを行うという答弁をされました。

それ以降、現在に至るまでの規制緩和に対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

今井交通部長

交通規制の見直しにつきましては、平成21年から全国的に実施しておりまして、警察庁から合理的な交通規制の見直しという基本方針が示されまして、本県におきましても、最高速度規制、それから駐車禁止規制、信号制御などを重点として現場の交通実態と適合しなくなった交通規制の見直しを順次実施しております。

本年3月以降、これまでの間につきましては、最高速度規制3カ所、それから駐車禁止規制4カ所などの規制の見直しを実施したところであります。

また、委員御指摘のとおり、11号のバス専用レーンにつきましても、現在関係機関、団体等との見直しに向けた協議を進めておりまして、可能な限り早期に見直しを実施できるように努めてまいる所存であります。

中山委員

ぜひとも、規制緩和を進めていただきたいと思います。

それと同時に、今大変経済が停滞しておりまして、不況の真ただ中でございます。御承知のように、繁華街もほとんど閑古鳥が鳴いている状況でございます。

しかしながら、繁華街周辺においても進入禁止や右折禁止等、複数カ所に交通規制がなされております。タクシー業とか運転代行業からも、いろいろなお願いを聞いております。

まず、安全であれば、安全が確認できさえすれば、そういった規制もぜひ解いていくべきではないかと思えます。ぜひとも、その辺の安全確保をもう一度検証していただいて、繁華街においても交通規制を緩和すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

今井交通部長

繁華街の対策につきましては、現在全国的にも主要指定都市を中心に、繁華街の再生総合対策というのが進められております。これは、安全で安心して人が集うことができるまちづくりをしていこうというものでございます。

これまでは、繁華街につきましては、夜間に人の往来がどうしても多くなるということで、歩行者の安全確保を図るために歩行者用道路とか指定方向外進行禁止等の交通規制を実施してきたところでございます。繁華街への車両の進入自体を抑制して、交通事故の防止を図ってきたという取り組みでございます。

一方、繁華街においても交通の現在の実態を勘案して対策をする必要があるということで、例えば、秋田

町の1、2丁目につきましては、片側2車線の車道上において、夜間の時間帯に限ってタクシーの駐車禁止規制を解除したり、あるいは昼間の時間帯に業者の配達車両等が駐車できるように駐車禁止規制の解除措置をとるなどしてきたところであります。

今後も、地域住民の意見、あるいは、現場の交通実態等をよく見て、関係機関とも連携しながら、合理的な安全対策、交通規制が実施できるように努めていきたいと考えております。

中山委員

本当ににぎやかで人通りの多い繁華街であれば、経済も潤っていいんですけども、今は残念ながら遅い時間になったら人通りが少ないという状況になっておりますので、その辺もかんがみまして、時代に即した円滑な道路交通の確保に向けて今後とも、頑張ってくださいたいとの御要望を申し上げて終わります。

庄野委員

いろいろ御説明をいただきましたが、私のほうからは、綱紀肅正というのはもちろんのことですけれども、専決処分がきょうもあったんですが、毎回数件専決処分がされたということで、公用二輪車でありますとか、捜査車両でありますとか、賠償金額が出てるわけなんですけれども、事故率といいますが、県庁も知事部局のほうでも、公用車を持っているのですけれども、警察のほうの、後ほどで結構ですので、捜査車両が、多分パトカーでなしに、訓練というか通常でのパトカーでないとお聞きしましたけれども、公用二輪車、捜査車両、あとパトカーというのが何台くらいあって、どの位の頻度で出ておって、捜査で急を要したりする場合に確かに事故の確率は高いかもしれませんが、駐車場で後退中に後方に駐車している車両に接触するやいう、これで40万円も支払うというようなことで、捜査上やむを得ない場合も、やむを得ないと言いますか、緊急を要してとっさにバックするというふうなことも考えられるとは思いますが、やはりこれらについても、警察官といえば車両の運転もプロでなければならぬと思うんです。

やはり、綱紀肅正の中に入るかはわかりませんが、きちっとやってほしいし、やられてると思うんですけれども、毎議会、専決された額が出てきますので、ここらについては署内でもこういった指摘があったということで、二輪車、パトカー、捜査用車両の運転についても、できるだけきちんとした御指導をお願いしたいと思います。また、台数的なものについては、後ほどで結構ですので、お教えいただきたいなと思います。

あと、1年間でどれくらいの事故があつて、過去5年間くらいで結構ですので、これも後ほどで結構ですので、どういう推移をしてきているのか、ということをお教えいただけたらと思います。

ここでは、事故に対しての指導をどのようにされておるのか、お教えいただけたらと思います。

鹿山首席監察官

今、御指摘がございました公用車の事故の関係でございます。

先ほど委員からの指摘がありましたとおり、基本的なミスがありまして、例えばバック中に駐車車両に当たるという基本部分ができていないという状況がございます。

我々としては、警察官としてのモラルが低下しているのではないかと懸念もございまして、この交通事故防止に関しては、非常に指導を徹底しているところでございますが、委員御指摘のとおり、毎回この議会

で報告させていただいているという議案でございます。

警察としては、月間を設けたり、もしくは、それぞれの車両に「右、左確認」と基本的な部分を添付したりといろいろ指導しております。

今後とも、基本的な部分を中心として、指導を強化していきたいと思っております。

なお、先ほど指摘ございました公用二輪、車両、パトカー、台数等は今手持ちにはありますけれども、事故等につきましては後ほど調べて御報告させていただければと思います。よろしく願いいたします。

庄野委員

きのうも夜のテレビで、ニュース等の報道で、脱法ハーブというふうなことが指摘されていまして。今全国で、若者中心に非常に脱法ハーブというこれが、いわば通常でありましたら、ハーブをアロマテラピーみたいに少しこすり合わせて、ゆったりとするようなことなんだろうと思うんですけど、それを吸引して、先日、大阪でも交通事故を起こして、78歳の女性が大けがをしたということも、巻き添えをくったということもございまして、全国でもかなりニュースになっていると思うんです。

全国で、きのう書き留めたら、389店舗販売している店があるようなんですが、県内の販売業者の状況と、その販売業者に対して、県の薬務課との共同もあると思うんですけども、県警察としてどういう指導されておるのかちょっとお聞きしたいと思えます。

植林刑事部長

委員御指摘のとおり、各地で脱法ハーブにより病院へ搬送されるという事案が相次いでおります。徳島県におきましては、県警においては3店舗の脱法ハーブを販売している業者を把握しております。ただ、この1店舗につきましては、客が来たときにだけ店が開くという状況でございます。

県警としましては、国の方針に基づきまして、県の薬務課と連携を図りながら、販売業者に対する指導警告、悪質業者に対する取り締まりによる脱法ハーブの供給の遮断と需要の根絶のために対策を推進しているところでございます。

具体的には、徳島市内の、先ほど申しました3店舗に対しまして、薬務課と合同による脱法ハーブ販売店に対する立ち入り調査を4月に実施してまいりました。そうして、脱法ハーブを初め、脱法ドラッグの販売実態の把握に努めたところでございます。

この際に、店舗に対しまして、規制薬物の販売、陳列をしないように指導警告したところでございます。

庄野委員

最近インターネット等でも販売したりして、あくまでも違法ではなく脱法ということなので、かなり見過ごされてきた場面があると思うんですけども、間違った使用方法、例えば吸引して幻覚を起こして事故を起こしてみたり、最近無差別に殺傷したりする事案がふえてますけれども、また、吸引した人が死亡した事例もあったり、やはり、間違った使用をしないということをもう少し啓発する必要があると思えますけれども、そういう啓発とすぐに手を出さないような蔓延防止対策については、今後どのような対策をとられるのでしょうか。

植林刑事部長

蔓延防止対策でございますが、各種の広報媒体を利用して、使用防止広報啓発を現在やっているところでございます。

具体的に申しますと、徳島ヴォルティスとか、徳島インディゴソックスの選手を対象とした講習会、また、生活安全部門におきましては、各警察署において、小学生、中学生、高校生、その他各学校に対する薬物乱用防止教室を開催しまして、健康被害事例についての情報提供を積極的に行っているところでございます。

引き続きまして、県薬務課との連携を深めながら、蔓延防止対策を実施してまいりたいと考えております。庄野委員

最後に、そういう脱法ハーブを吸引して、もし仮に、何かの事案があった場合にどのように対処すればいいのかという、例えば、そういう確認、確認といいますが、警察官の方が何をしよったのか、というようなことで、その方をいかにして取り締まっていかってという警察官自身の。

今までは、例えば麻薬とか覚せい剤については、随分昔から言われてますので、捜査を含め検挙の仕方とかかなり習熟されているとは思いますが、脱法といわれるようなハーブが蔓延して、蔓延を防止せなんだらいかんのですけれど、そこらのいわば警察官自身の認識、警察官への周知というか勉強といいますが、そういった対策はどうされていますか。

植林刑事部長

警察職員に対しましては、全国的に出回っております写真、あるいはサンプル、こういったものを閲覧させまして、健康被害認知時の対応、どうやるかというようなことを教育して、周知徹底を図っているところでございます。

ただ、先ほど委員から御指摘がございましたように、脱法ハーブにつきましては、外見上違法薬物との判断というのが難しいということでございますので、積極的な鑑定を行いまして、警察として可能な限りの対策を進めていきたいと考えております。

庄野委員

これから、麻薬、覚せい剤を今まで言われよったように根絶していくというのはもちろんですけど、新たにこういうふうなことが出てきましたらですね、若者が本当におもしろ半分、興味本位で簡単に購入して誤った使用をしてしまうということがないように、これからは薬務課と協力して、やはり啓発だろうと思いますが、安易に手を出さないと、連用性もたぶんあるんだらうなという気がしますが、安易に手を出さない。そして、もし手を出してしまったら、死亡とかそういった危険性もあるんだということを十分啓発していただくことをお願いして終わります。

南委員長

午食のため休憩します。(12時00分)

南委員長

再開いたします。(13時07分)

古田委員

二、三点お伺いをしたいと思います。

まず1つは、午前中にも議論がありましたけれども、警察手帳の偽造事件についてですけれども、この問題は本当に警察の信頼を失墜する大変な事件だと思います。

私たち県民としても、そうした問題が二度と起こらないよう、ぜひ対処していただきたいと思うんですが、大阪府警が巡査部長の自宅を捜索したり小松島署を捜索すると、そういったことが行われているんですけれども、そのことに関して県警としてはどのように受けとめられているのか、お伺いしたいと思います。

池田警務部長

捜査機関であります県警察が、他府県警察の強制捜査、捜索あるいは本県職員が逮捕されるという強制捜査を受けるということにつきましては、甚だ遺憾、痛恨のきわみでございます。本当に残念だと思っております。

古田委員

本当にこの事件が報道されるたびに、徳島県警は何をしとるのですかという思いで、一連の記事を見たんですけれども、ぜひ、そうしたことがないように、気をつけて対処していただきたいと思います。

それと、この巡査部長は4年間にもわたって、インターネットのオークションサイトで取り引きをしたわけですよ。

サイトでは、店舗運営責任者、それからセキュリティー運営責任者に氏名を登録して、されてたというようなんですけれども。それが、先ほど福山委員も質問されておりましたけれども、本当にファクスを送ったりそんなことをしているということで、周りの者が気づかなかったのかと同時に、インターネットでそういうやりとりがされているオークションサイトを、サイバー攻撃などインターネットの担当があつて、対応をされていると思うんですけれども、そのことがなぜ見つからなかったのか。その点が本当に不思議に思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

池田警務部長

まことに、御指摘どおりでございます。

我々はやはり、身上把握が不十分だった、人事管理が不十分であったと認識しておりまして、本件事案を踏まえまして、さらなる強化について徹底しているところでございます。

古田委員

県警としては、そういうことを大阪府警の捜索を受けるまで、全く知らなかったということなんですか。

池田警務部長

さようでございます。

古田委員

それは本当に、県警の反省すべき点だと思います。

インターネットのオークションで、それだけ取り引きがされている、そういったことがいろいろなところでも話題になっていることを、きちんと調査するということが日ごろから大事だと思いますので、そういう点でも対応していただきたいと思います。

それと、けん銃などは、一定のところで保管をされていると思うんですけども、警察手帳とか制服とか、帽子とか、そういった物は、毎年支給されるんですか。その支給した以前のを、そりゃ着がえもいろいろ必要でしょうから、そういったものはどのように保管をされているのでしょうか。

池田警務部長

手帳と制服について、これにつきましては、2つに分けて御答弁させていただきます。

まず、手帳につきましては、常に携帯することが、我々警察官は義務づけられております。したがって、原則としては常に携帯しております。ただし、会議の出席、留置場での勤務等のほか、所属長が認めた場合については、携帯しないことができることとなっております。その場合につきましては、かぎのかかる保管庫等で保管することとしております。なお、手帳の貸与につきましては、毎年の更新ではなく、ずっと所持してもらいまして、途中で毀損とかすれば交換するというところでやっております。

次に、制服等の装備品の御質問と認識しておりますが、制服につきましては、物によりましてその使用期間がございます。1年であったり、2年であったりと。その年数によって使用の期間、本人に支給しているという状況でありまして、制服、制帽等、支給した物につきましては、個人でロッカーに入れたりしてちゃんと保管することとしております。

なお、使用期間が過ぎましたら、本部の方に全部返納していただきまして、本部で廃棄処分するということになっております。

古田委員

今回、4年間で2,000件ぐらい、警察グッズも含めてオークションに出していたようですけども、そういった制服とか帽子とか、そういった支給品が出品されたということではないのでしょうか。

池田警務部長

本事件につきましては、現在大阪府警察におきまして捜査を行っておるところでございますが、制服等のオークション出品につきましては、承知はしておりません。

古田委員

いずれにしても、こうした県警の信頼を失墜するようなこういった事件が二度と起こらないように、対応していただきたいと思います。

それと、北署の速度違反検挙ミスの問題ですけども、これは、3月23日に、ドライバーの家族が確認をし

てそしてわかったということなんですけれども、ここでの取り締まりというのは、2009年4月の4回に限られてますよね。その4回だけ、ここは行ったんでしょうか。そういったミスで、3年もたつて初めて警察はつかんだのか、それとも、そういったミスがわかったから1カ月くらいでそこは取り締まりをやめられたのか。その点はいかがですか。

今井交通部長

本件取り締まりにつきましては、お尋ねのとおり、平成21年の4月3日から24日までの間に、合計4回4日間にわたって取り締まりをしております。それ以外の取り締まりはありません。

当時、取り締まりに従事した警察官は、その都度人数は若干の多少はあるんですけれども、約5人から8名程度の交通課員が取り締まりに従事しております。残念ながら、当時は、だれ一人として規制区域外であるということには気がつかなかった。これにつきましては、事案が発覚した後にすべての取り締まり従事員から聴取、確認いたしました。

また、保管されております事件記録等を確認いたしましたけれども、特に、取り締まり現場で作成する報告書があるんですけれども、これは現場の状況とか従事員とか個々の違反車両の違反状況、これらを記録しておるものですが、誤認はあるんですが、作成自体は適正に作成されておまして、保管もきちんと事件簿等とともに保管がされておりました。

以上のことから、申し出があるまで誤認に気づくことができなかったということでもあります。

古田委員

ドライバーの家族から確認の申告がなければ、そのまま通していたんでしょうか。

やはり大きなミスとは思いますが、本当にドライバーにとっては免許をとられてしまって、その間列車とかバスとか他の交通機関を使って本当に困ったと思うんです。先ほど補償の話もありましたけれども、私もその点はきちんと対応していただきたいと思いますが、申告がなければそのままこの事案は通していたんでしょうか。

今井交通部長

きわめて遺憾ではございますけれども、委員御指摘のとおり、申し出がなければ恐らく気づかなかったであろうと思われます。

古田委員

先ほどから、本部長さんもいろいろ言われましたけれども、やはり正しいことをして下さって始めて警察というのが私たち県民の思いですので、きちんと対応していただきたいということをお願いして終わります。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。(13時20分)